

指 導 内 容 通 知 書

環政第 4 6 3 号
平成 10 年 10 月 13 日

農業基盤整備課長 様

環境政策課長

県営かんがい排水事業（鈴峰地区）に係る環境配慮検討書（平成 10 年 8 月提出）については、下記の内容のとおり指導します。

指 導 内 容
<p>(1) 事業計画では、計画路線の区間 2（L=150m）については、自然石等を用いた工法を採用して、水路用地を利用した親水空間を創出することとしているが、次のことに対する配慮を検討のうえ、親水空間を創出されたい。</p> <p>区間 2 の後半部に広がる湿地については、下流に広がる湿地と連結して一体となり、水生生物の生育・生息場や鳥類の採餌場等としての良好なビオトープが形成されていると思われることから、自然石等を用いた水辺工事は最小範囲に止めるなど、出来る限り土地の改変を抑止し、現状の環境の維持に努める。</p> <p>区間 2 の前半部の水路については、兩岸の改変やそれに伴う水位変化により湿地環境への影響が懸念されることから、出来る限り現況水路幅を確保するとともに、自然石の石積み区間は土手の浸食防止が必要な区間とする。</p> <p>自然石の石積みについては、水辺環境の早期復元を図る観点から、空石積みなどの自然に配慮した工法とする。</p> <p>土地の改変に伴い除去する樹木については、出来る限り伐採することを避け、移植する。</p>
<p>(2) 事業実施にあたっては、次のことに対する配慮を検討のうえ、施工されたい。</p> <p>工事用重機の搬入、稼働や工事中に発生する残土、濁水等が湿地環境に影響を及ぼすことがないように事前に十分な措置を講じる。</p> <p>民家、学校の近くで使用する工事用重機は、低騒音型が望ましい。</p>